

市川市社会福祉法人に対する省エネ・創エネ設備設置費等補助 金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、省エネルギー対策及び再生可能エネルギーの利用を促進し、もって地域の環境負荷の軽減に寄与するため、省エネ・創エネ設備を設置し、又は省エネ・創エネ改修工事を行う社会福祉法人に対し、市川市社会福祉法人に対する省エネ・創エネ設備設置費等補助金（第4条第2項を除き、以下「補助金」という。）を交付することに關し、市川市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和52年条例第30号。以下「条例」という。）及び市川市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和52年規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 市内に所在する事務所、店舗、工場その他の事業所（その一部を居住の用に供するもの（以下「住宅兼事業所」という。）を含む。）をいう。
- (2) 省エネ・創エネ設備 別表第1の左欄に掲げる設備の種類の区分に応じ、同表の右欄に掲げる設備の要件を満たす未使用の設備であって、建築物、電気設備、ガス設備及び水道設備に関する法令に準拠しているもののをいう。
- (3) 省エネ・創エネ改修工事 別表第2の左欄に掲げる改修工事の種類の区分に応じ、同表の右欄に掲げる改修工事の要件を満たすものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、社会福祉法人のうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内で1年以上同一事業を継続して営んでいること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が実施する次に掲げる事業とする。

(1) 補助対象者が事業を営む事業所等に省エネ・創エネ設備を設置し、又は当該事業所等に省エネ・創エネ改修工事を行う事業であって、次に掲げる要件を満たすもの

ア 補助金の交付を申請する日の属する年度（次号及び第3項において「申請年度」という。）の初日から市長が別に定める日までの間において、省エネ・創エネ設備を設置するための工事又は省エネ・創エネ改修工事を完了していること。

イ 賃貸借契約、使用貸借契約等に基づき借り受け、又は使用している事業所等において省エネ・創エネ設備の設置又は省エネ・創エネ改修工事を行う場合にあっては、当該事業所等の所有者から当該省エネ・創エネ設備の設置又は省エネ・創エネ改修工事を行うことについて同意を得ていること。

ウ 省エネ・創エネ設備の設置又は省エネ・創エネ改修工事を行う事業所等が建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分である場合にあっては、当該専有部分の属する建物のマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合、同条第4号に規定する管理者等その他市長が適當と認めるものから当該省エネ・創エネ設備の設置又は省エネ・創エネ改修工事を行うことについて同意を得ていること。

エ 省エネ・創エネ設備の設置又は省エネ・創エネ改修工事を行う事業所等が住宅兼事業所である場合にあっては、当該住宅兼事業所の事業の用に供する部分において省エネ・創エネ設備の設置又は省エネ・創エネ改修工事を行うこと。

才 省エネ・創エネ設備のうち、太陽光発電設備を設置する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

- (ア) 当該太陽光発電設備により発電した電気について、自家消費していること。
- (イ) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の規定により電気事業者と当該設備により発電した電気に係る特定契約を締結していること。
- (2) 補助対象者が所有する建物であって、その一部を賃貸借契約、使用貸借契約等に基づき当該補助対象者以外の者に賃貸し、又は使用させているもののうち、当該賃貸借又は使用貸借の目的となる部分以外の部分（廊下、階段その他共用に供される部分に限る。以下「共用部分」という。）に省エネ・創エネ改修工事を行う事業（申請年度の初日から市長が別に定める日までの間において、省エネ・創エネ改修工事を完了しているものに限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず、過去に市の補助金の交付を受けて省エネ・創エネ設備の設置又は省エネ・創エネ改修工事を行った事業所等又は共用部分と同一の事業所等又は共用部分に同種の省エネ・創エネ設備の設置又は省エネ・創エネ改修工事を行う場合にあっては、補助対象事業としない。
- 3 省エネ・創エネ設備の設置及び省エネ・創エネ改修工事は、申請年度において、一の事業所等又は共用部分当たりそれぞれ1件までとする。この場合において、同一の敷地内に複数の事業所等又は共用部分があるときは、当該複数の事業所等又は共用部分を一の事業所等又は共用部分とみなす。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第3のとおりとする。この場合において、第7条の規定により国その他の団体による補助に相当する額の交付を行わないこととしたことにより、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれるときは、これら

に相当する額を控除した額とする。

(市内施工業者等が施工した場合の補助金の額の特例)

第6条 省エネ・創エネ設備のうち、太陽光発電設備の設置に係る工事を市内施工業者等（市内に主たる事務所を有する者又は本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく記録をされている者であつて、市長が適當と認めるものをいう。）に請け負わせた場合の別表第3の規定の適用については、同表太陽光発電設備の項中「20,000円」とあるのは「25,000円」と、「200,000円」とあるのは「250,000円」と読み替えるものとする。

(国その他の団体による補助との調整)

第7条 補助対象経費について、国その他の団体による補助を受けることができ、又は受けたことがあるときは、その限度において、補助金の交付は行わない。

(対象となる事業所等又は共用部分の上限)

第8条 市内に複数の事業所等又は共用部分を有する補助対象者に係る補助金の交付の対象となる事業所等又は共用部分の数の上限は、市長が別に定める。

(交付の申請)

第9条 条例第2条第4号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に事業所等を有していることを証する書類
- (2) 補助対象事業を実施する事業所等又は共用部分の所在を示す地図
- (3) 第3条第2号に掲げる要件を満たしていることを証する書類
- (4) 第4条第1項第1号イ又はウに規定する場合にあっては、市川市社会福祉法人に対する省エネ・創エネ設備設置費等補助金交付申請に係る同意書（様式第1号）
- (5) 省エネ・創エネ設備の仕様又は省エネ・創エネ改修工事の内容が確認できる書類

- (6) 補助対象経費に係る見積及びその内訳が確認できる書類
- (7) 省エネ・創エネ設備の設置予定場所又は省エネ・創エネ改修工事の施工予定場所が確認できる図面
- (8) 国その他の団体による補助を受けることができ、又は受けたことがあるときは、その額が確認できる書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の添付書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、申請者の同意を得て当該書類の提出を省略させることができる。
- 3 規則第2条の申請書の提出は、市長が別に定める期間に行うものとする。
(交付の条件)

第10条 規則第3条後段の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付を受けて設置した省エネ・創エネ設備については、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過するまでの間、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は除去しないこと。
- (2) 補助金の交付を受けて設置した省エネ・創エネ設備の利用について、市長が行う調査に協力すること。
- (3) 前2号に掲げる条件に違反し、若しくは従わない場合又は補助金の交付の決定後にその要件を満たしていないことが判明した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

(実績報告)

第11条 規則第5条に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 第4条第1項第1号才に規定する場合にあっては、同号才(ア)及び(イ)に規定する事項を証する書類

- (2) 補助対象事業に係る工事請負費（領収証）の内訳（様式第2号（その1））
- (3) 省エネ・創エネ設備又は省エネ・創エネ改修工事の概要（様式第2号（その2））
- (4) 省エネ・創エネ設備の設置に係る工事又は省エネ・創エネ改修工事の着工日及び完了日が確認できる書類
- (5) 省エネ・創エネ設備を所有していることを確認できる書類
- (6) 省エネ・創エネ設備が未使用であることを証する書類
- (7) 省エネ・創エネ設備の設置状況又は省エネ・創エネ改修工事の施工状況が確認できる図面及びカラー写真
- (8) 補助対象経費の内訳が確認できる書類
- (9) 補助対象経費に係る領収証の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

（財産処分の制限）

第12条 補助金の交付を受けた者は、第10条第1号の市長の承認を受けようとするときは、市川市社会福祉法人に対する省エネ・創エネ設備設置費等補助金財産処分等承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、当該申請をした者に対し、市川市社会福祉法人に対する省エネ・創エネ設備設置費等補助金財産処分承認可否決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により財産処分等を承認する決定の通知を受けたときは、第1号に掲げる額に第2号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を返還しなければならない。ただし、天災、本人の責めに帰さない事故その他の市長がやむを得ないと認める事由により、当該補助金の交付を受けた者が第10条第1号に掲げる条件に該当しないこととなった

場合は、市長は、返還すべき補助金の額の全部又は一部を免除することができる。

(1) 交付を受けた補助金の額

(2) 財産処分制限期間(第10条第1号に掲げる期間をいう。以下同じ。)

の月数に対する同号に掲げる条件に該当しないこととなった日の翌日から財産処分制限期間が満了する日までの月数(その月数に1月末満の端数があるときは、これを切り捨てた月数)の割合

(交付の申請等の委任)

第13条 補助対象者は、省エネ・創エネ設備を設置し、又は省エネ・創エネ改修工事を行う者に対し、補助金の申請、請求及び受領に関する権限を委任することができる。この場合において、委任を受けた者は、委任状を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市社会福祉法人に対する省エネ・創エネ設備設置費等補助金交付要綱の規定は、令和4年度以後の年度分の市川市社会福祉法人に対する省エネ・創エネ設備設置費等補助金について適用し、令和3度分までの市川市社会福祉法人に対する省エネ・創エネ設備設置費等補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市社会福祉法人に対する省エネ・創エネ設備設置費等補助

金交付要綱の規定は、令和 5 年度以後の年度分の市川市社会福祉法人に対する省エネ・創エネ設備設置費等補助金について適用し、令和 4 度分までの市川市社会福祉法人に対する省エネ・創エネ設備設置費等補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

設備の種類	設備の要件
太陽光発電設備	<p>太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備であって、次に掲げる要件を満たすもののうち、設置された事業所等において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものをいう。</p> <p>(1) 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転（自動起動・自動停止）を行うものであること。</p> <p>(2) 対象設備（既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合にあっては、既存設備分を含めた増設後の設備）を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナーを設置する場合にあっては、系列ごとに当該値を合計した数値）が10キロワット未満であること。</p> <p>(3) 太陽電池モジュールの性能及び安全性について、次の規格等のいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア　国際電気標準会議の規格又は日本産業規格に適合しているもの</p> <p>イ　一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの</p> <p>ウ　一般社団法人太陽光発電協会JPEA代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	国が令和3年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであって、リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電気的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時、電力需要ピーク時等に必要に応じて電気を活用することができるものをいう。
エネルギー管理システム(HEMS)	事業所等での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの見える化を図るとともに、機器の電力使用量等を調整する制御機能を有するものであって、次に掲げる要件を満たすもの。

	<p>(1) 機器の制御に係る装置（コントローラ等）が一般社団法人エコネットコンソーシアムの定める「E C H O N E T L i t e」規格の認証を取得していること。</p> <p>(2) タブレット、スマートフォン、パソコン又は家庭用エネルギー管理システムに付随する専用モニター等により、電力使用量を表示できるものであること。</p> <p>(3) 事業所等全体の電力使用量を30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1ヶ月以上、1日以内の単位で13ヶ月以上蓄積できるものであること。</p> <p>(4) 分岐回路単位の電力使用量、部屋単位の電力使用量、電気機器単位の電力使用量のいずれかを30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1ヶ月以上、1日以内の単位で13ヶ月以上蓄積できるものであること。</p> <p>(5) 一以上の設備又は電気機器に対して、自動制御や遠隔制御等、電力使用を調整するための制御機能を有すること。</p>
--	--

別表第2（第2条関係）

改修工事の種類	改修工事の要件
窓、外壁、天井 又は床の断熱化	<p>1 窓における断熱改修にあっては、次に掲げる要件を満たすものをいう。</p> <p>(1) 設置に用いる窓及びガラスは、一般社団法人環境共創イニシアチブの認定設備であること。</p> <p>(2) 既存の単板ガラス窓又は単板ガラスからの改修工事で、内窓設置、外窓交換、ガラス交換のいずれかであること。</p> <p>2 外壁、天井又は床における断熱改修にあっては、使用する断熱材が「断熱等性能等級4技術基準」に規定する断熱材の厚さ基準以上であるものをいう。</p>
屋根又は屋上の 高反射率塗装	日本産業規格K5675と同等の基準を満たす塗料又は日射反射率（全波長領域）50パーセント以上を有する塗料を用いるものをいう。

別表第3（第5条関係）

設備又は改修工事の種類	補助対象経費	補助金の額
太陽光発電設備	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）その他附属機器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）の購入費及び工事費（据付・配線工事等）	補助対象経費として支出した額と太陽電池モジュールの公称最大出力（キロワットを単位とする。）の合計値（当該合計値に小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）に、20,000円を乗じて得た額とを比較して少ない方の額とし、一の事業所等につき200,000円を限度とする。
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び附属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費及び工事費（据付・配線工事等）	補助対象経費として支出した額に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、一の事業所等につき200,000円を限度とする。
エネルギー管理システム（HEMS）	データ集約機器（計測結果の集約及び記録に係るサーバ等の装置等）、通信装置（ゲートウェイ装置、通信アダプタ等）、制御装置（機器の制御に係るコントローラ等）、モニター装置（独自端末等）及び計測装置（電力使用量の計測に係る電力量センサ、電流計、タップ型電力量計、計測機能付分電盤等）の購入費及び工事費（据付・配線工事、セットアップ等）	補助対象経費として支出した額に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、一の事業所等につき50,000円を限度とする。

窓、外壁、天井又は床の断熱化	省エネ・創エネ改修工事に要する費用	補助対象経費として支出した額に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、一の事業所等又は共用部分につき200,000円を限度とする。
屋根又は屋上の高反射率塗装		